

小売電気事業者さま向けに説明させていただく事項（案）

以下の事項について、今後、送配電部門から小売電気事業者さまに対して、HPでの公表、個別説明等にて説明させていただく予定。

○約款規定

インバランス料金制度見直し、実需同量と計画同量、BG設定の考え方 等

○契約申込みに必要な事項と時期

申込み・契約締結の期日、既存契約の取扱い（実需同量と計画同量の選択、既存契約の巻き直し、既登録地点の取扱い）、申込書・契約書の様式統一、GLリスト（紙ベースの廃止、お知らせ方法）、手続き方法（SW支援システム対象外の取扱い含む）、検針日程（区分ごとの分散・繰上げの取扱い）、承諾書の省略 等

○代表契約者制度

連帯債務を除外する場合の取扱い、契約書の取扱い

○システム運開前の対応

設備情報照会、使用量情報照会

○需要家からの使用量情報照会にかかるPW発行依頼への対応

○高圧小口L、低圧FITの紙ベース申込みへの対応

○SWシステム対応範囲外の新増設等の申込み

○一般送配電事業者に連絡が必要となる事項及びその連絡先

マッチング後の取り消しの連絡、システムダウン時の緊急連絡、在宅医療者情報の連携、再点申込み等の際に保安上の観点から在宅（立会）が必要である場合の連絡等

○検針日カレンダーの提供を各社のHPに掲載

○料金請求時の請求書等の様式

○動静情報提供のお願い

一般送配電事業者への提供先、提供様式 等

以 上